



# 埼玉県報

第200号  
令和3年(2021年)  
4月16日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 彩の国だより印刷業務に関する入札公告（入札課）
- 令和3年度狩猟免許試験並びに適性試験及び更新講習の実施（みどり自然課）
- 北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 高速液体クロマトグラフ・質量分析計一式の賃貸借に関する入札公告（衛生研究所）
- 見沼代用水土地改良区の役員就退任届（さいたま農林振興センター）
- 鴻巣市箕田土地改良区の役員就退任届（さいたま農林振興センター）
- 美里第二土地改良区の役員退任届（本庄農林振興センター）
- 生野土地改良区の役員退任届（本庄農林振興センター）
- 備前渠用水路土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 元荒川上流土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 羽生領島中領用排水路土地改良区の役員就任届（加須農林振興センター）
- 葛西用水路土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 所沢都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 富士見都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 鴻巣都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 富士見都市計画土地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 東松山都市計画事業市の川特定土地区画整理事業の事業計画変更（第10回）（市街地整備課）
- 特定計量器定期検査（集合検査）（計量検定所）

- 特定計量器定期検査（県の巡回検査）（計量検定所）
- 特定計量器定期検査（指定定期検査機関の巡回検査）（計量検定所）
- 令和2年度埼玉県議会情報公開の実施状況（政策調査課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 埼玉県議会又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）
- 埼玉県選挙管理委員会の文書及び公印に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）

## 正誤

- 告示番号の訂正（文書課）

# 告 示

## 埼玉県告示第五百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だより印刷業務 約1,926,000部×9回（8ページ×8回・12ページ×1回）

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

契約日から令和4年3月31日（木）まで

### (4) 納入場所

埼玉県が別途指定する場所及び広報課

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「印刷の請負」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 沼田 電話048-830-5780（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年7月1日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月30日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年7月1日（木）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和3年7月1日（木）午前10時10分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年6月7日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

#### (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

#### (5) 契約書作成の要否

要

#### (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (7) 手続における交渉の有無

無

#### (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年5月6日（木）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

#### (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Printing of the Sai-no-kuni monthly newsletter, about 1,926,000  
copies per month

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Thursday, July 1, 2021

By Registered Mail: 5:00 pm, Wednesday, June 30, 2021

In Person: 10:00 am, Thursday, July 1, 2021

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services  
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

# 告示

## 埼玉県告示第五百二二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期日	会場	提出期限
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和三年七月二十九日（木）	埼玉県民活動総合センター	令和三年七月十五日（木）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和三年八月十一日（水）	埼玉県民活動総合センター	令和三年七月十五日（木）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和三年八月二十八日（土）	埼玉県民活動総合センター	令和三年七月十五日（木）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和四年一月二十二日（土）	埼玉県民活動総合センター	令和三年十二月二十一日（火）
わな猟	令和四年二月五日（土）	埼玉県民活動総合センター	令和三年十二月二十一日（火）

### ロ 受験資格

試験当日において、次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 法第四十条各号のいずれにも該当しない者

### ハ 狩猟免許申請書の提出先

受験者の住所地を管轄する環境管理事務所

### ニ 提出書類

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

○センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて納付すること。

へ 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理
技能試験	網猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに鳥獣の判別 わな猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに獣類の判別 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては、猟具の取扱 い、距離の目測及び鳥獣の判別

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。

ト 狩猟免許申請書の配布

狩猟免許申請書は、埼玉県ホームページ及び各環境管理事務において、令和三年六月十一日から配布する。

チ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期日	会場	提出期限
令和三年七月二日（金）	埼玉県西部地域振興 ふれあい拠点施設	令和三年六月二十四日（木）
令和三年七月三日（土）	埼玉県西部地域振興 ふれあい拠点施設	令和三年六月二十四日（木）
令和三年七月九日（金）	さいたま市民会館いわ つき	令和三年七月一日（木）
令和三年七月十日（土）	さいたま市民会館いわ つき	令和三年七月一日（木）
令和三年七月十八日（日）	三郷市文化会館	令和三年七月九日（金）
令和三年七月十九日（月）	三郷市文化会館	令和三年七月九日（金）
令和三年八月一日（日）	加須市加須文化・学習 センター	令和三年七月二十一日（水）
令和三年八月二日（月）	加須市加須文化・学習 センター	令和三年七月二十一日（水）
令和三年八月六日（金）	秩父市秩父宮記念市 民会館	令和三年七月二十九日（木）
令和三年八月七日（土）	秩父市秩父宮記念市 民会館	令和三年七月二十九日（木）

令和三年八月二十日（金）	本庄市民文化会館	令和三年八月十二日（木）
令和三年八月二十一日（土）	本庄市民文化会館	令和三年八月十二日（木）
令和三年九月三日（金）	東松山市民文化センター	令和三年八月二十六日（木）
令和三年九月四日（土）	東松山市民文化センター	令和三年八月二十六日（木）

ロ 対象者

次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 県内に住所を有する者

(2) 令和三年九月十四日に有効期限が満了となる狩猟免許を受けている者

ハ 狩猟免許更新申請書の提出先

狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地を管轄する環境管理事務所

ニ 提出書類

(1) 狩猟免許更新申請書

(2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて納付すること。

ヘ 適性試験及び講習の科目

区分	適性試験	講習
科目	視力 聴力 運動能力	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理

ト 狩猟免許更新申請書の配布

狩猟免許更新申請書は、埼玉県ホームページ及び各環境管理事務所において、令和三年五月二十八日から配布する。

チ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三号

北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第五百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

高速液体クロマトグラフ・質量分析計の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和3年9月1日（水）から令和10年8月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県衛生研究所長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者で、営業品目が「大分類：理化学機器、小分類：元素抽出・分析装置（クロマトグラフなど）」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒355-0133 埼玉県比企郡吉見町江和井410番地1 埼玉県衛生研究所薬品担当 大村 電話0493-59-9403（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月24日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月23日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月24日（木）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県衛生研究所 令和3年6月24日（木）午前10時40分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年6月8日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年5月6日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

High-Performance Liquid Chromatograph Mass Spectrometer

(2) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System or in Person:

Until 10:30 a.m. on June 24, 2021 (Thursday)

(3) Submission Period for Bids by Registered Mail:

Until 5:00 p.m. on June 23, 2021 (Wednesday)

(4) Contact Information

Chemicals Group

Institute of Public Health

Saitama Prefecture

Ewai 410-1, Yoshimi-machi, Hiki-gun

Saitama 355-0133, Japan

TEL: 0493-59-9403

# 告示

## 埼玉県告示第五百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、見沼代用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	根岸 凱	埼玉県羽生市大字下新郷千二百九十九番地
		行田市同 荒木千九百十三番地二
	國島 健一	同 同 荒木千九百十三番地二
	渡邊 俊夫	同 同 若小玉三千九百二番地
	相原 一夫	同 同 若小玉三千九百二番地
	相原 一夫	鴻巣市新井百三十六番地
	関和 俊雄	同 同 加須市常泉三百四十四番地一
	福田 康宏	同 同 阿良川二百六番地一
	関口 恒夫	同 同 日出安五百八十四番地一
	坂本 利雄	同 同 上崎四百三十六番地
	坪井 茂	同 同 久喜市菖蒲町三箇千五百七十五番地
	野口 昭	同 同 下清久三百二十九番地
	小島 卓	同 同 白岡市高岩千二百九十八番地
	富田 榮一	同 同 南埼玉郡宮代町字中島三百九十四番地
	島村 孝	同 同 越谷市新川町二丁目四百二十七番地
	石井 平夫	同 同 蓮田市大字高虫三百八十五番地
	大熊 光義	同 同 さいたま市見沼区大字丸ヶ崎千百六十七番地
		地
	石 關 精三	同 同 緑区大字三室六十一番地
	小島 信昭	同 同 岩槻区掛三百一番地
	大橋 良一	同 同 加須市川口千六百三十三番地
	梅田 修一	同 同 久喜市中妻二百五十七番地
	清水 勇人	同 同 さいたま市見沼区堀崎町九百七十五番地十
		一
	奥ノ木 信夫	同 同 川口市西川口二丁目六番十三号
監事	新井 將信	同 同 羽生市大字上新郷七千九十一番地
	木村 成幸	同 同 加須市平永五百五番地



# 告 示

## 埼玉県告示第五百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
鴻巣市箕田土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所  
について、次のとおり届出があった。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
監事	中島 努	埼玉県鴻巣市赤見台一丁目十一番十一百七号北鴻 巣パークホームズ参番館

### 二 退任

職名	氏名	住所
監事	二俣 耕一	埼玉県鴻巣市箕田三千七百四番地

## 告 示

### 埼玉県告示第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、美里第二土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	塩原 浩	埼玉県児玉郡美里町大字白石二千百五十二番地

## 告 示

### 埼玉県告示第五百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、生野土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	田島 富雄	埼玉県本庄市児玉町児玉千四百八十三番地二

# 告示

## 埼玉県告示第五百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
備前渠用水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住  
所について、次のとおり届出があった。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	金井 裕	埼玉県本庄市宮戸四百五十二番地
同	山口 照正	同 深谷市町田三百六十四番地
同	高田 博之	同 上敷免三百二十二番地
同	吉田 光雄	同 高畑五百二十九番地
同	篠崎 敏明	同 伊勢方三百三十四番地四
同	松村 幸太郎	同 原郷四百四十三番地一
同	植竹 良治	同 新井百九十六番地一
同	浅見 秀夫	同 上増田二百六十四番地
同	増野 和明	同 明戸四百八十四番地
同	常見 勝	同 熊谷市男沼七番地
同	田沼 雅夫	同 永井太田千二百六十七番地
同	鈴木 幹雄	同 飯塚八百八十五番地
同	鈴木 久雄	同 弥藤吾千九百八十三番地一
同	小林 広司	同 上須戸八百二十六番地一
同	茂木 友秀	同 善ヶ島九十六番地
監事	根岸 広行	同 深谷市矢島七百四十一番地
同	高橋 恒夫	同 江原二百四十八番地一
同	菊池 善一郎	同 熊谷市妻沼千二百二番地三
同	鈴木 吉明	同 大野百十三番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	金井 章夫	埼玉県本庄市宮戸三百三十二番地
同	飯塚 薫	同 深谷市南阿賀野三十六番地一
同	金井 達雄	同 矢島七百六十五番地
同	吉田 光雄	同 高畑五百二十九番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
尾高利夫	堀越孝一	橋本登秀	茂木友秀	小林広司	福島定男	森恒男	田久勝市	菊池善一郎	原口忠芳	石川順省	梶山吉勇	江黒禎一	常見勝	倉上貞夫	須藤修身	植竹良治	齊藤精一	篠崎敏明	高田博之
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	熊谷市飯塚千八百七十番地	深谷市内ヶ島六百番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	熊谷市男沼七番地	同	同	同	同	同	同
同	江波三百七十六番地十七		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
			善ヶ島九十六番地	上須戸八百二十六番地一	八ツ口四百六十五番地	弥藤吾二千四百五番地	同	妻沼千二百二番地三	飯塚千八百五十六番地	飯塚三百五十番地二	原井百九十四番地	永井太田八百九十一番地		明戸五十六番地	堀米二百十一番地一	新井百九十六番地一	原郷三百五十九番地	伊勢方三百三十四番地四	上敷免三百二十二番地

# 告示

## 埼玉県告示第五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、元荒川上流土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	大関 守宏	埼玉県行田市大字南河原五百十六番地三
同	吉田 廣明	同 酒巻千五百七十五番地一
同	野村 正幸	同 荒木三千六百十五番地
同	棚澤 吉弘	同 下池守六百七十三番地一
同	高澤 克芳	同 長野六千六十三番地
同	平塚 恵一	同 佐間三丁目七番一号
同	高松 清治	同 大字持田四百九十八番地
同	町田 秀夫	同 埼玉四千八百四十二番地
同	落合 哲男	同 利田六百二十番地
同	荻原 重夫	同 樋上三十七番地
同	渡邊 隆	同 下須戸千四百十八番地
同	蓮見 幸徳	同 真名板千四百五十九番地一
同	中島 牡雄	同 羽生市大字上新郷千三百一番地
同	大島 秀次	同 鴻巣市赤城七百十九番地
同	渡邊 仁	同 新井百七十八番地
同	羽鳥 功一	同 屈巢千五百二十二番地
同	島田 眞佐雄	同 下忍四千八百十八番地
同	小澤 一郎	同 鴻巣千二百六十一番地
同	大塚 進	同 笠原三千六十九番地の二
同	矢部 一夫	同 下谷千六百四十四番地の一
同	栗原 敏男	同 加須市中種足千六十七番地
同	長谷部 富雄	同 久喜市菖蒲町小林三千七百五十六番地の一
同	岩部 正彦	同 同 新堀千八百五十四番地
同	長野 忠男	同 桶川市大字加納二千九百十四番地の一
同	堀口 健一	同 熊谷市池上七百十九番地

監事 吉田 孫兵衛 埼玉県行田市大字北河原二百十二番地  
 同 岡田 元章 同 同 真名板二千二百六番地  
 同 河野 廣 同 鴻巣市常光三百九番地の一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	平塚 惠一	埼玉県行田市佐間三丁目七番一号
同	福田 雅年	同 大字持田六千五十一番地
同	岩田 讓啓	同 皿尾三百六十六番地
同	飯田 洋治	同 同 斎条千六百四十三番地
同	高澤 克芳	同 同 長野六千六十三番地
同	野村 正幸	同 同 荒木三千六百十五番地
同	木村 豊	同 同 埼玉四百四十三番地
同	落合 哲男	同 同 利田六百二十番地
同	田畑 常雄	同 同 堤根千六百六十六番地
同	蓮見 幸徳	同 同 真名板千四百五十九番地一
同	渡邊 隆	同 同 下須戸千四百十八番地
同	中島 牡雄	羽生市大字上新郷千三百一 番地
同	野中 實	行田市大字中江袋五百八十五番地
同	羽鳥 功一	鴻巣市屈巢千五百二十二番地
同	大島 秀次	同 赤城七百十九番地
同	渡邊 仁	同 新井百七十八番地
同	栗原 敏男	加須市中種足千六十七番地
同	石井 晴夫	久喜市菖蒲町小林二千百五十七番地
同	田嶋 孝英	鴻巣市袋四百五十二番地
同	小澤 一郎	同 鴻巣千二百六十一番地
同	肥留川 雄治	同 郷地七百八十九番地
同	矢部 一夫	同 下谷千六百四十四番地の一
同	内田 政之助	北本市朝日四丁目五十五番地
同	堀口 健一	熊谷市池上七百十九番地
監事	吉田 孫兵衛	行田市大字北河原二百十二番地
同	岡田 元章	同 同 真名板二千二百六番地
同	河野 廣	鴻巣市常光三百九番地の一

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、羽生領島中領用排水路土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	石和田 好 男	埼玉県加須市旗井七百七十九番地

# 告示

## 埼玉県告示第五百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、葛西用水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任	職名	氏名	住所
理事	谷山武男	埼玉県加須市北大桑六百一番地一	
同	本多忠夫	同 久喜市鷺宮三百八十五番地一	
同	小森谷邦男	同 幸手市北一丁目二番二十号	
同	三ツ林裕己	同 大字千塚四百九十番地一	
同	奥貫榮市	同 平須賀一丁目二百十七番地	
同	野口一栄	北葛飾郡杉戸町倉松二丁目十三番七号	
同	白石守利	同 大字堤根二千六百九十七番地	
同	市川大倫	春日部市樋籠百三十五番地	
同	島村文雄	同 永沼百二十番地	
同	藤江進	北葛飾郡松伏町大字大川戸七百八十三番地	
同	山崎正義	同 同 築比地七百四十七番地	
同	中村敏久	越谷市増森二丁目百九十九番地	
同	吉田忠茂	同 大字増森二千四百八十四番地	
同	豊田修由	同 草加市柿木町千百六十六番地	
同	齊藤忠男	同 吉川市大字八子新田七百五十五番地	
同	鈴木庄次	同 同 川藤七百九十七番地	
同	林成夫	同 同 三輪野江千四百三十番地	
同	高鹿幸一	同 同 保五百二十九番地	
同	大熊岩治	同 三郷市茂田井六百六十二番地	
同	宮田建一	同 同 彦糸一丁目百九十六番地	
監事	木村治夫	同 幸手市大字内国府間三十番地五	
同	田中房雄	同 北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼五十三番地一	
同	小澤清	同 越谷市相模町七丁目二百二十四番地	
同	鈴木繁	同 吉川市大字小松川六百七十五番地	

二 退任

職名	氏名	住所
理事	山谷武男	埼玉県加須市北大桑六百一番地一
同	本多忠夫	久喜市鷺宮三百八十五番地一
同	小森谷邦男	幸手市北一丁目二番二十号
同	三ツ林裕己	同 大字千塚四百九十番地一
同	奥貫榮市	同 平須賀一丁目二百十七番地
同	野口一栄	北葛飾郡杉戸町倉松二丁目十三番七号
同	白石守利	同 大字堤根二千六百九十七番地
同	後藤勇	春日部市樋籠六百三十二番地
同	萩原勝	同 水角五百三十三番地
同	吉田吉造	北葛飾郡松伏町大字松伏三千五十八番地
同	山崎正義	同 同 築比地七百四十七番地
同	大野貞夫	越谷市大字平方六百三十二番地
同	吉田忠茂	同 大字増森二千四百八十四番地
同	豊田昭彦	草加市柿木町七百二十四番地
同	齊藤忠男	吉川市大字八子新田七百五十五番地
同	鈴木庄次	同 同 川藤七百九十七番地
同	林成夫	同 同 三輪野江千四百三十番地
同	高鹿幸一	同 同 保五百二十九番地
同	大熊岩治	三郷市茂田井六百六十二番地
同	岡田利彦	同 上彦名二百四十六番地
監事	藤沼宏次	幸手市大字神明内二百五十六番地一
同	岸親義	北葛飾郡杉戸町北蓮沼三百五十二番地一
同	小澤清	越谷市相模町七丁目二百二十四番地
同	鈴木繁	吉川市大字小松川六百七十五番地

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十三号

令和二年埼玉県告示第千四百四十三号で公示した公共測量は、令和三年三月三十一日終了した旨測量計画機関である狭山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十四号

令和二年埼玉県告示第七百八十二号で公示した公共測量は、令和三年三月十二日終了した旨測量計画機関である北本市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十五号

令和二年埼玉県告示第千三百四十九号で公示した公共測量は、令和三年三月五日終了した旨測量計画機関である寄居町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十六号

令和二年埼玉県告示第千三百七号で公示した公共測量は、令和三年三月三十一日終了した旨測量計画機関である蕨市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十七号

令和二年埼玉県告示第千三百四十八号で公示した公共測量は、令和三年三月三十一日終了した旨測量計画機関である鶴ヶ島市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十八号

令和二年埼玉県告示第千二百六十七号で公示した公共測量は、令和三年三月十七日終了した旨測量計画機関である吉川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十九号

令和三年埼玉県告示第百六十八号で公示した基本測量は、令和三年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十号

令和二年埼玉県告示第四百十九号で公示した公共測量は、令和三年三月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省国土地理院から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十一号

所沢市から所沢都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十二号

ふじみ野市から富士見都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十三号

ふじみ野市から富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告 示

## 埼玉県告示第五百二十四号

ふじみ野市から富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第五百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

鴻巣都市計画区域区分

### 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

鴻巣市箕田及び寺谷の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、鴻巣市都市建設部

都市計画課

### 四 縦覧期間

令和三年四月十六日から令和三年四月三十日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によりふじみ野市から富士見都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 組合の名称

東松山市市の川特定土地区画整理組合

#### 二 事業施行期間

平成三年十二月二十四日から令和四年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

埼玉県東松山市加美町、大字市の川字悪戸、字東耕地、字東、大字松山字峯の各一部

#### 四 事務所の所在地

埼玉県東松山市松葉町一丁目一番五十八号

#### 五 設立認可の年月日

平成三年十二月二十四日

#### 六 変更認可の年月日

令和三年四月十六日

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年四月十六日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

### 二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
松伏町	令和三年五月二十四日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	松伏町役場駐車場
吉川市	令和三年五月二十五日及び同月二十六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	吉川市役所駐車場
八潮市	令和三年五月二十七日及び同月二十八日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	八潮市役所駐車場
三郷市	令和三年六月一日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市文化会館駐車場
	令和三年六月二日及び同月三日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市役所駐車場
	令和三年六月四日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市鷹野文化センター駐車場

寄居町	令和三年六月七日及び 同月八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	寄居町役場駐車場
神川町	令和三年六月九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	神川町役場北側車 庫
上里町	令和三年六月十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	中央公民館駐車場
美里町	令和三年六月十一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	美里町役場東側駐 車場
本庄市	令和三年六月十四日か ら同月十六日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	本庄市役所前庭駐 車場
深谷市	令和三年六月十七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	本庄市児玉文化会 館（セルデイ）駐 車場
深谷市	令和三年六月二十一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所花園公 民館北側駐車場
深谷市	令和三年六月二十二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所岡部公 民館駐車場
深谷市	令和三年六月二十三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所川本総 合支所駐車場
深谷市	令和三年六月二十四 日、同月二十五日及び 同月二十八日、同月二 十九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所本庁舎 西側臨時駐車場

			鴻巣市				上尾市
令和三年七月十六日	令和三年七月十五日	令和三年七月十二日から同月十四日まで	令和三年七月九日	令和三年七月八日	令和三年七月七日	令和三年七月六日	令和三年七月五日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
鴻巣市川里農業研修センター敷地内	鴻巣市吹上地域体育施設（コスモスアリーナふきあげ）敷地内	鴻巣市役所敷地内	上尾市大石支所西側駐車場	上尾市平方支所駐車場	上尾市原市支所・保育所裏側駐車場	上尾市文化センター第二駐車場	上尾市上平公園南側駐車場

# 告 示

## 埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年四月十六日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が百五十キログラムを超え二百五十キログラム以下の電気式はかりを使用する者（ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する者を除く。）が使用するひょう量が二百五十キログラム以下の電気式はかり

### 二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
松伏町	令和三年五月二十四日から八月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を含む。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
吉川市	令和三年五月二十五日から八月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
八潮市	令和三年五月二十七日から八月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
三郷市	令和三年六月一日から八月三十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

寄居町	令和三年六月七日から九月六日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
神川町	令和三年六月九日から九月八日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
上里町	令和三年六月十日から九月九日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
美里町	令和三年六月十一日から九月十日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
本庄市	令和三年六月十四日から九月十三日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
深谷市	令和三年六月二十一日から九月二十一日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
上尾市	令和三年七月五日から十月四日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
鴻巣市	令和三年七月十二日から十月十一日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和三年四月十六日

埼玉県計量検定所長 石川 和正

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに掲げる非自動はかり（分銅及びおもりを含む。以下同じ。）

イ ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用している者  
電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える機械式はかり

ロ ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用していない者であつて、ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかりを使用している者（ひょう量が百五十キログラムを超え、二百五十キログラム以下の電気式はかりを併せて使用する者を除く。） ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかり

### 二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
松伏町	令和三年五月二十四日から八月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
吉川市	令和三年五月二十五日から八月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
八潮市	令和三年五月二十七日から八月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

三郷市	令和三年六月一日から八月三十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
寄居町	令和三年六月七日から九月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
神川町	令和三年六月九日から九月八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
上里町	令和三年六月十日から九月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
美里町	令和三年六月十一日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
本庄市	令和三年六月十四日から九月十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
深谷市	令和三年六月二十一日から九月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
上尾市	令和三年七月五日から十月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鴻巣市	令和三年七月十二日から十月十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

# 告 示

## 埼玉県議会告示第三号

埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号）第十五条の規定により、令和二年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

令和三年四月十六日

埼玉県議会議長 木下高志

請求の受付件数及び処理件数

受付件数		処理件数		
二 一	○	二 一	六	一 一
度 受 付 件 ら の 繰 越 数	件 数	計	公 開	部 分 公 開
				非 公 開
				計
				令 和 三 年 度 へ の 繰 越 件 数
				○

注 件数は、公文書の件数である。

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年四月十六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

#### 一 日時

令和三年四月二十二日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

当面する教育関係諸問題について

## 告示

### 埼玉県選管告示第二十号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年四月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程（平成五年埼玉県選管告示第三十号）の一部を次のように改正する。別記第一号様式その一中「㊸」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第一号様式その二中「㊸」を削り、備考を次のように定める。

備考

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。  
2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第二号様式その三中「㊸」を削り、備考を次のように定める。

備考

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。  
2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第三号様式その四中「㊸」を削り、同様式備考4の次に次のように加える。

5 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記載ニ申請するに付「印」を施す。回覧が懸念の次に次のように加える。

4 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記載ニ申請するに付「印」を施す。回覧が懸念の次に次のように加える。

4 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記載ニ申請するに付「印」を施す。回覧が懸念の次に次のように加える。

8 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記載ニ申請するに付「印」を施す。回覧が懸念の次に次のように加える。

7 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記載ニ申請するに付「印」を施す。回覧が懸念の次に次のように加える。

7 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記載ニ申請するに付「印」を施す。回覧が懸念の次に次のように加える。

5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記載ニ申請するに付「印」を施す。回覧が懸念の次に次のように加える。

5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置が

ある場合は、この限りではありません。

別記第七号様式その一を次のように改める。

その一

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

埼玉県議会議員又は埼玉県知事選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 氏 名

住 所(〒 )

電 話 番 号 ( )

氏名又は名称

法人の場合は  
代表者の氏名

担 当 者 名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名及び口座番号

銀行			支店	
口座名	義	口座名	普通・当座	
		口座番号		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年月日	円 台 円 ( ) × ( ) =	円 台 円 × ( ) =	円	
年月日	円 台 円 ( ) × ( ) =	円 台 円 × ( ) =	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その2

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円 台 円 ( ) × ( ) =	円 台 円 × ( ) =	円	
年 月 日	円 台 円 ( ) × ( ) =	円 台 円 × ( ) =	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日		円 十 円 ( ) × ( ) =			
年 月 日		円 十 円 ( ) × ( ) =			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別記第七号様式その二を次のように改める。

その二

請 求 書

( ビラの作成 )

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 氏 名

住 所 (〒 )

電 話 番 号 ( )

氏名又は名称  
法人の場合は  
代表者の氏名  
担 当 者 名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行何選挙 (何選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名及び口座番号

銀行		支店
(ふりかぎな) 口 座 名 義	口 座 名	普 通 ・ 当 座
-----		
	口 座 番 号	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、埼玉県に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
A	B	$A \times B = C$	D	E	$D \times E = F$	G	H	$G \times H = I$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- D欄には、次により算出した額を記載してください。
  - 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合  
円 銭
  - 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合  
$$\frac{\text{円} + \text{円 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \dots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

別記第七号様式その三を次のように改める。

その三

請 求 書

(ポスターの作成)

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第13条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 氏 名

住 所 (〒 )

電 話 番 号 ( )

氏名又は名称

法人の場合は  
代表者の氏名

担 当 者 名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名及び口座番号

銀行			支店	
口座名	義	口座名	普通・当座	
-----			口座番号	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、埼玉県に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B= C	単価 D	枚数 E	金額 D×E= F	単価 G	枚数 H	金額 G×H= I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、次により算出した額を記載してください。
  - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合
$$\frac{\text{円} + \text{円 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1 \text{円未満の端数は切上げ}$$
  - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合
$$\frac{\text{円} + \text{円 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1 \text{円未満の端数は切上げ}$$
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 告示

## 埼玉県選挙管告示第二十一号

埼玉県選挙管理委員会の文書及び公印に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年四月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

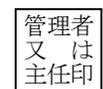
埼玉県選挙管理委員会の文書及び公印に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県選挙管理委員会の文書及び公印に関する規程（平成十二年埼玉県選挙管告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「この条において」を削る。

第九条第一項中「と決裁文書」の下に「（文書管理規程第三十一条の決裁文書をいう。）」を加え、「当該決裁文書の余白に「公印使用」と記載又は押印し、認印したのち」を削り、同条第三項中「認印」を「承認」に改める。

別記様式中

「管理  
者又主

を

「管理  
者又主

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 正 誤

埼玉県 埼玉県

令和三年三月三十日 埼玉県公営企業第一号は、埼玉県公営企業告示第一号の誤

埼玉県病院事業 埼玉県病院事業

り。

埼玉県 埼玉県

令和三年三月三十日 埼玉県公営企業第一号は、埼玉県公営企業告

埼玉県流域下水道事業 埼玉県流域下水道事業

示第一号の誤り。